

2-17 大気汚染防止法の対象施設の設置状況

1. ばい煙発生施設 (平成28年3月31日現在)

Table with 33 columns (区分, 1-32, 計合, 工場数, 事業場数, 合計) and 48 rows (1-48). It lists the number of facilities in various categories (e.g., boiler, gas furnace, etc.) for each city in Osaka. Total counts are shown at the bottom.

(注) 1. 平成27年度末時点で当該事務の権限を有する市町村*は次のとおり。 *大阪府、堺市、岸和田市、豊中市、池田市、吹田市、泉大津市、高槻市、貝塚市、枚方市、茨木市、八尾市、富田林市、河内長野市、松原市、箕面市、東大阪市、大阪狭山市、阪南市、豊能町、能勢町、忠岡町、太子町、河南町、千早赤阪村 2. ()内は事業場における設置数で内数である。 3. 電気事業法及びガス事業法に係るものを含む。